# 酪農教育ファーム専門委員会設置要領

平成21年6月16日 制定

# 1.目的

社団法人中央酪農会議(以下「中酪」とする)は、酪農教育ファーム推進委員会で決定された酪農教育ファーム活動事業計画のうち、専門的な作業や支援等が必要な事業の具体的な企画及びその推進方法について検討するため、酪農教育ファーム専門委員会(以下「専門委員会」とする)を設置するものとし、専門委員会の組織及び活動については、本要領に定めるものとする。

## 2. 事業

専門委員会は、その目的を達成するために、以下の事業の推進方法について検討するものとする。

- (1) 教育効果の検証とモデルカリキュラムの開発・制作
- (2) 教科横断的教材の開発・制作
- (3)経済的自立に関する調査研究
- (4)「出会いの場」及びネットワーク作り
- (5) スキルアップ研修会のプログラム開発
- (6) その他酪農教育ファーム活動を推進するのに必要な事業

### 3 . 委員の構成及び任期

- (1)専門委員会の委員は、酪農教育ファーム活動を実践・研究する教育関係者及び酪農教育ファームファシリテーター等から構成されるものとし、定数は10名以内とする。
- (2) 専門委員会の委員は、中酪会長が委嘱するものとする。
- (3)専門委員会の委員の任期は1年とし、1年間の専門委員会開催回数は4回程度とする。

## 4. 役員

- (1) 専門委員会には、互選により委員長1名及び副委員長1名をおく。
- (2)委員長は、専門委員会を代表しその事業を代行する。副委員長は委員長を補佐し、委員長不在の場合はその任務を代行する。

## 5. 事務局

専門委員会の事務局は中酪におく。

#### 6. 本要領の改訂等

- (1) 本要領の改訂にあっては、専門委員会の議を経て、中酪が定める。
- (2) 本要領に定めなき事項については、委員長の了承を経て、中酪が定めることができる。

## 付則

1. 本要領は、平成21年4月1日から施行する。